

# 青森県キャリア形成プログラム 青森県キャリア形成卒前支援プラン

青森県健康福祉部医療薬務課

令和4年9月策定

## 目 次

・ キャリア形成プログラムについて……………	1
・ 弘前大学医師修学資金の貸与を受けた弘前大学地域枠医師 ……	3
・ 弘前大学医師修学資金の貸与を受けていない弘前大学地域枠医師 ……	7
・ 自治医科大学を卒業した医師 ……	9
・ キャリア形成卒前支援プランについて……………	11
・ 参考法令 ……	13

## キャリア形成プログラムについて

### ・キャリア形成プログラムの概要

キャリア形成プログラムとは、医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として、都道府県が策定する計画です。

キャリア形成プログラムの適用を受ける医師は、臨床研修を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療領域その他の事項に関しあらかじめ定められた条件に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することとなります。

都道府県は、大学や臨床研修・専門研修責任者等とともに、対象医師の地域医療に従事する意識を涵養し、対象医師の意見を聴取した上で、養成課程や研修課程等を支援する計画を検討することとし、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを策定することとされています。

### ・「キャリア形成プログラム運用指針（※）」に基づくプログラム適用対象者

※平成 30 年 7 月 25 日医政発 0725 第 17 号厚生労働省医政局長通知の別添。令和 3 年 12 月 1 日医政発 1201 第 1 号で一部改正

- ① 地域枠で入学し、卒業した医師
  - … 弘前大学医師修学資金の貸与を受けた弘前大学地域枠医師  
(令和 2 年度以降の入学者に限る)
  - 弘前大学医師修学資金の貸与を受けていない弘前大学地域枠医師  
(令和 4 年度以降の入学者に限る)
- ② 地元出身者枠のうち、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する契約を当該都道府県と締結する旨の要件（以下「従事要件」という。）がある定員枠で入学し、卒業した医師
- ③ 自治医科大学を卒業した医師
  - … 自治医科大学を卒業した医師  
(平成 31 年度以降の入学者に限る)
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師  
(自治体と大学等が設定する一定期間の従事要件のある定員枠で入学し、卒業した医師を含む)

## ・青森県キャリア形成プログラムの体系

### 青森県キャリア形成プログラム

(下記の適用対象区分ごとにプログラムを策定)

- 弘前大学医師修学資金の貸与を受けた弘前大学地域枠医師  
(令和2年度以降の入学者に限る)
- 弘前大学医師修学資金の貸与を受けていない弘前大学地域枠医師  
(令和4年度以降の入学者に限る)
- 自治医科大学を卒業した医師  
(平成31年度以降の入学者に限る)

「その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師」については、現時点ではプログラムを策定せず、希望者があった場合に、当該者の出身大学等に応じて、既存のプログラムに準じたプログラムを適用することを想定しています。

上記の他、本県では、医学部を卒業した医師の多くが専門医の取得を希望するという状況に鑑み、県内の専門研修基幹施設において専門医を取得することとした場合の例示プログラム（モデルコース）を診療科ごとに作成しました。

各専門研修基幹施設の診療科別モデルコースは別表のとおりです。

## 弘前大学医師修学資金の貸与を受けた弘前大学地域枠医師

### 1 適用対象者

弘前大学医師修学資金（一般枠・特別枠）の貸与を受けた弘前大学地域枠医師

### 2 対象期間及び対象医療機関

#### ① 一般枠被貸与者

ア 9年間、青森県内の指定医療機関で医師として勤務（※1）

イ アのうち4年間は、医師少数区域又は医師少数スポット等の指定医療機関（※2）で勤務

#### ② 特別枠被貸与者

ア 9年間、青森県内の指定医療機関で医師として勤務（※1）

イ アのうち4年間は、医師少数区域又は医師少数スポット等の指定医療機関（※2）で勤務

ウ アのうち4.5年間は、町村部等の指定医療機関（※3）で勤務

エ アのうち2年間は、町村部の指定医療機関（※4）で勤務

オ イ、ウ及びエについては、勤務先により同時に要件を満たすことが可能

※1：別表1の1に記載のA群～C群の医療機関

※2：別表1の1に記載のA群～C群のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関

※3：別表1の1に記載のB群～C群のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関

※4：別表1の1に記載のB群～C群（つがる総合病院、むつ総合病院、県立さわらび療育福祉センター、県立あすなろ療育福祉センターを除く）のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関

### 3 キャリア形成プログラム適用までの流れ

- (1) 弘前大学医学部入学後、県は、キャリア形成プログラム適用対象者に対する説明会及び相談会を随時開催します。
- (2) 6年生への進級時に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについての同意を書面にて提出していただきます。
- (3) 臨床研修2年次に面談を行い、個別のキャリア形成プログラムを作成します。
- (4) キャリア形成プログラムの満了は、青森県弘前大学医師修学資金の返還免除要件の一つとなっています。

### 4 キャリア形成プログラム策定方針

- (1) 医師少数区域又は医師少数スポット等での義務等従事要件と、対象医師のキャリア形成を両立できるようなキャリア形成プログラムの作成を目指します。
- (2) 対象医師ごとに、個別にプログラムを作成します。
  - ① 弘前大学の講座に所属している者は、本人、講座の教授、県との協議によりプログラム(案)を作成します。
  - ② ①以外の者は、本人、勤務先医療機関の指導医、県との協議によりプログラム(案)を作成します。
- (3) 適用されるキャリア形成プログラム及びプログラムに基づき派遣する指定医療機関は、青森県地域医療対策協議会において決定します。

キャリア形成プログラムは、医学部を卒業後、医師として働く期間のうち9年間を、所定の従事要件に基づき、地域医療に貢献していただくよう作成するものです。

それぞれの医師のキャリア形成に合わせ、随時修正も可能であり、指定医療機関以外での勤務や留学など、本人のキャリア形成上で必要に応じて、連続する9年間とされないことも認められます。

## 5 義務の履行

### (1) 基本プログラム（弘前大学医師修学資金一般枠被貸与者の例）

卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
区分	初期臨床研修		専門研修			サブスペシャリティ研修、指導医等			
勤務先	上記のうち4年間は医師少数区域又は医師少数スポット等の 指定医療機関（※別表1参照）で勤務								

#### ① 臨床研修

- ・ 県の指定医療機関が基幹型となるプログラムの臨床研修を基本とします（別表1の医療機関のうち、臨床研修の基幹型となっている医療機関）。

#### ② 専門研修・サブスペシャリティ研修

- ・ 県の指定医療機関が基幹施設となるプログラムの専門研修を基本とします。
- ・ 専門研修は、どのタイミングで実施することも可能です。
- ・ 専門医を取得しない場合は、3年目以降は県が指定する医療機関（別表1）のいずれかで勤務していただくこととなります。

### (2) 義務の履行の猶予

#### ① 臨床研修

- ・ 県の指定医療機関ではない県内の医療機関が基幹型となるプログラムの臨床研修を選択する場合は、その期間は義務の履行を猶予します。
- ・ 研修中のプログラムにおいて、県の指定医療機関ではない医療機関において研修を行うことが必要な場合、その研修期間は義務の履行を猶予します。

#### ② 専門研修・サブスペシャリティ研修

- ・ 県の指定医療機関ではない医療機関（連携施設）において専門研修を行うことが必要な場合、その研修期間は義務の履行を猶予します。
- ・ 県の指定医療機関ではない県内の医療機関が基幹施設となる専門研修プログラムを選択する場合は、その期間は義務の履行を猶予します。

#### ③ 大学院

- ・ 弘前大学大学院医学研究科に進むことも可能です。
- ・ 社会人入学の場合で、県の指定医療機関で引き続き勤務する場合は、義務履行期間としてカウントされます。
- ・ 学位取得の必要上、国内および海外短期留学や、研究専念などにより、医師として勤務を継続することが一時的に困難な場合、その期間は義務の履行を一時中断します（次ページの(3)を参照）。

<猶予のイメージ>

卒後	1年目 義務	2年目 義務	3年目 義務	4年目 義務	5年目 猶予	6年目 義務	7年目 義務	8年目 義務	9年目 義務	10年目 義務
区分	臨床研修	臨床研修	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     専門研修                      ※領域により3年～5年                 </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     サブスペシャリティ研修・指導医等                 </div>				
勤務先	ア		指定医療 機関以外 で勤務			イ				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ア+イの期間のうち4年間は医師少数区域又は医師少数スポット等の                      医療機関（※別表1参照）で勤務                 </div>										

(3) 一時中断

事由	手続き	中断期間
育児	育児休業の取得（産前産後休暇は義務履行期間に含む）	休暇取得可能期間を上限とする
県外の医療機関での研修 海外留学	本人、所属講座で研修先等を検討し、青森県地域医療対策協議会で承認	青森県地域医療対策協議会で承認
その他特別な事情	本人からの申し出にもとづき、青森県地域医療対策協議会で承認	

※ 一時中断を希望する場合は、事前に青森県地域医療支援センターに理由書を提出してください。

※ 一時中断事由が虚偽であることが判明した場合には、違約金を科した上で、即時にキャリア形成プログラムに基づく就業を求めます（国のキャリア形成プログラム運用指針による）。

(4) キャリア形成プログラムの変更

キャリアプランの変更の希望があった場合や、予期していなかった事由によりプログラムの継続が困難な場合は、青森県地域医療対策協議会で協議の上、プログラムの変更が可能です。

(5) キャリア形成プログラムの解除

死亡又は心身の故障、その他特別な事情により、例外的にこれに応じることが適当と認められる時は、青森県地域医療対策協議会で協議の上、認められた場合に限り、中途解除することができます。

## 弘前大学医師修学資金の貸与を受けていない弘前大学地域枠医師

### 1 適用対象者

弘前大学医師修学資金の貸与を受けていない弘前大学地域枠医師

### 2 対象期間及び対象医療機関

ア 9年間、青森県内の医療機関で医師として勤務（※5）

イ アのうち4年間は、医師少数区域又は医師少数スポット等の医療機関で勤務（※6）

※5：別表1の2に記載の医療機関

※6：別表1の2に記載の医療機関のうち、「医師少数区域又は医師少数スポット等」の医療機関

### 3 キャリア形成プログラム適用までの流れ

- (1) 弘前大学医学部入学後、県は、キャリア形成プログラム適用対象者に対する説明会及び相談会を随時開催します。
- (2) 6年生への進級時に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについての同意を書面にて提出していただきます。
- (3) 臨床研修2年次に面談を行い、個別のキャリア形成プログラムを作成します。

### 4 キャリア形成プログラム策定方針

- (1) 医師少数区域又は医師少数スポット等での義務等従事要件と、対象医師のキャリア形成を両立できるようなキャリア形成プログラムの作成を目指します。
- (2) 対象医師ごとに、個別にプログラムを作成します。
  - ① 弘前大学の講座に所属している者は、本人、講座の教授、県との協議によりプログラム（案）を作成します。
  - ② ①以外の者は、本人、勤務先医療機関の指導医、県との協議によりプログラム（案）を作成します。
- (3) 適用されるキャリア形成プログラム及びプログラムに基づき派遣する医療機関は、青森県地域医療対策協議会において決定します。

## 5 義務の履行

### (1) 基本プログラム

卒後	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
区分	初期臨床研修		専門研修プログラム			サブスペシャリティ研修、指導医等			
勤務先	別表1の2に定める医療機関で勤務								

### (2) 義務の履行の猶予

臨床研修または専門研修における義務の履行の猶予については、原則として青森県弘前大学医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師に係る規定を準用することとします。

### (3) その他

プログラムの一時中断、変更、解除その他については、原則として青森県弘前大学医師修学資金の貸与を受けた地域枠医師に係る規定を準用することとします。

## 自治医科大学を卒業した医師

### 1 適用対象者

自治医科大学医学部を青森県出身の選抜区分により入学し、卒業した医師

### 2 対象期間及び対象医療機関

大学を卒業した後に知事が指定する公立病院等に勤務してから、医学部修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（以下、「義務年限」という）に達するまでとします。

なお、義務年限の2分の1の期間は、知事が指定するへき地等の公立病院等に勤務するものとします。

ただし、義務年限には、次の期間を算入しません。

- (1) 休職（育児休業、介護休業および配偶者同行休業を含む。）又は停職の期間
- (2) 育児短時間勤務の通算5年を超過した期間
- (3) 臨床研修期間の2年を超過した期間

### 3 キャリア形成プログラム適用までの流れ

6年生への進級時に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについての同意を書面にて提出していただきます。

### 4 キャリア形成プログラム策定方針

義務年限内医師は、青森県立中央病院地域医療支援部の所属となります。

就学期間が6年間（義務年限が9年間）の場合における配置例は次のとおりです。配置医療機関は県の自治医科大学卒業医師等派遣検討会議において協議することとなります。

卒 後	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
区 分	臨床研修		へき地勤務等		後期研修	へき地勤務等			
勤務先	県立中央病院		公立病院又は診療所等		基幹病院等から 自由選択	公立病院又は診療所等			

※身分は県職員。へき地勤務等の期間中は、県職員と派遣先自治体職員の併任

### 5 後期研修制度について

- (1) 臨床研修修了後、原則卒後5年目以降に、本人の意向により、1年間の後期研修を行うことができます。後期研修先は本人の意向（基幹病院等から自由選択）を踏まえ、県が決定します。
- (2) 6(2)に定める専門研修プログラムを専攻する場合は、2年間を上限とした後期研修の実施を可能とします。後期研修先は、1年目は県立中央病院とし、2年目は本人の意向（基幹病院等から自由選択、又は、連携施設等から自由選択）を踏まえ、県とプログラム責任者が協議した上で決定します。
- (3) 後期研修期間は義務年限算定内となります。

## 6 専門医取得の支援について

- (1) 専門研修プログラムへの登録は本人の意思によるものとします。
- (2) 本プログラム期間内において取得可能な専門医の領域は次のとおりです。
  - ① 総合診療（青森県立中央病院総合診療専門研修プログラム）
  - ② 内科（青森県立中央病院内科専門研修プログラム）
- (3) 診療科別モデルコースは次のとおり（臨床研修期間は省略）。
  - ① 総合診療専門研修

卒後3年目から県立中央病院総合診療専門研修プログラムを選択し、後期研修1年目までに専門医資格の取得を目指します。2年目の後期研修先は本人の希望に基づき決定します。

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
へき地勤務等		後期研修		へき地勤務等		
専門研修プログラム期間			基幹病院等から 自由選択	公立病院又は診療所等		
連携施設等		基幹病院				
三戸中央病院 大間病院 外ヶ浜中央病院		県立中央病院				

### ② 内科専門研修

卒後4年目から県立中央病院内科専門研修プログラムを選択し、後期研修2年目までに専門医申請資格の取得を目指します。

卒後3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
へき地勤務等		後期研修		へき地勤務等		
公立病院又は 診療所等	専門研修プログラム期間			公立病院又は診療所等		
	特別連携施設等	基幹病院	連携施設等			
	三戸中央病院 大間病院 外ヶ浜中央病院	県立中央病院	連携施設等から 選択			

※なお、後期研修の期間は、卒後5・6年目となるとは限りません。

## 7 義務年限終了後

引き続き、青森県からのキャリア形成支援を受けながら、青森県職員としての勤務を可能とします。

## 8 その他

出身都道府県を異にする自治医科大学卒業医師同士が婚姻した場合の取扱いについては、両県において協議して決定します。

## キャリア形成卒前支援プランについて

### ・キャリア形成卒前支援プランの概要

キャリア形成卒前支援プランとは、各大学で実施している医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援をすることを目的として、都道府県が大学の協力を得つつ策定した計画案により、地域医療対策協議会において協議の調った事項に基づき策定する計画です。

キャリア形成プログラムが卒業後の医師を対象とするものであるのに対し、キャリア形成卒前支援プランは、将来キャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意が得られた学生を対象とします。

### ・キャリア形成卒前支援プランの適用対象者

- ① 地域枠で入学した学生
- ② 従事要件がある地元出身者枠で入学した学生
- ③ 自治医科大学の学生
- ④ その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生

### ・キャリア形成卒前支援プランの趣旨

キャリア形成卒前支援プランは、キャリア形成プログラムへ連続するものとし、これらは卒業前と卒業後で一貫して運営することを目的に作成するものです。

また、都道府県は、大学や医療機関等と連携し、キャリア形成卒前支援プランにおいて、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（以下「卒前支援プロジェクト」という。）を策定することとされています。卒前支援プロジェクトは、原則として、当該都道府県内で行うこととし、大学における医学部の教育カリキュラムに支障がないよう、大学側と綿密に連携した上で設定するものとされています。

## ・キャリア形成卒前支援プランの策定方針

キャリア形成卒前支援プランの卒前支援プロジェクトは必ず1つは設定することとします。また、特定の診療領域や政策的に確保が必要な診療領域のための卒前支援プロジェクトを追加して設定することができることとします。

なお、卒前支援プロジェクトは、原則として、医学部の教育カリキュラムとは別に策定するものとされていますが、既存の教育カリキュラム内において、地域医療に関する教育を行っている場合には、これを活用して卒前支援プロジェクトの枠組みに位置付けることや、連動した取組を実施することも可能とします。

## ・卒前支援プロジェクトの設定

本県においては従来から、へき地等地域医療を志す医学生に地域医療の魅力、やりがいを伝え地域医療への志向を喚起するため、県内医療機関の協力のもと、地域医療実習を実施しており、これを卒前支援プロジェクトの一つとして位置付けることとします。

上記のほか、従来から実施している弘前大学教育カリキュラム内における地域医療に関するものを卒前支援プロジェクトとして位置づけることとします。

## ・基本プラン及び年次ごとのプロジェクト（弘前大学医学生）

年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
プロジェクト (県設定のプロジェクト)	知事との懇談	地域医療早期体験実習			知事との懇談	
プロジェクト (大学のカリキュラム)	臨床医学入門	地域医療入門	社会医学実習	臨床実習入門	臨床実習Ⅰ	臨床実習Ⅱ

## ・基本プラン及び年次ごとのプロジェクト（自治医科大学医学生）

年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
プロジェクト (県設定のプロジェクト)	知事表敬 早期実習		夏期実習	夏期実習		知事表敬
プロジェクト (大学のカリキュラム)	地域医療学 総論	地域医療学 各論1	地域医療学 各論2	地域医療学 各論3	地域医療学 各論3	地域医療学 各論4
		地域福祉実習				

## ・参考法令

### 医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場(次項において「地域医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

第三十条の二十五 都道府県は、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

### 医療法施行規則

第三十条の三十三の十三 法第三十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める計画(以下「キャリア形成プログラム」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 第五項又は第六項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師(以下「対象医師」という。)に対し、臨床研修(医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件(以下「コース」という。)に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。

二 二以上のコースが定められていること。

三 都道府県知事が、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、その適用を中断又は中止することができるものであること。

2 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定するに当たっては、あらかじめ、対象医師及び大学の医学部において医学を専攻する学生であつて卒業後に対象医師となることが見込まれる者(以下「対象予定学生」という。)の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 都道府県は、前項の規定により意見を聴いたときは、その内容をキャリア形成プログラムに反映するよう努めなければならない。

4 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。

一 地域枠医師(卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師をいう。次項において同じ。)であつて、当該

都道府県から当該大学に係る修学資金の貸与を受けた者

二 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師

三 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師

5 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師(前項第一号に掲げる者を除く。)に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

6 対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第四項又は前項の同意をするものとする。

7 対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。

8 都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。

9 都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第六項の同意及び第七項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。